

配食サービス利用のご案内(令和8年4月版)

利用できる方

65歳以上で、次のいずれかの条件に該当する方です（介護保険料を滞納している方を除く）。

① 世帯の全員が65歳以上で調理が困難な市民で合計所得金額が160万円未満の方。

同じ建物や敷地に65歳未満の親族がお住まいの場合は、利用できません。

ただし、その方が障害者手帳等を取得していて調理が困難である場合は利用できます。

② 介護保険で要介護認定4または5の認定を受けている方。

サービスの内容

・お届け日: 月曜日～土曜日（年末年始を除く）のうち、ご希望の曜日。

・食事内容: 昼食または夕食のいずれか。「普通食」「やわらか食」などから選べます。詳細は別紙の鎌倉市配食サービス一覧をご覧ください。

利用料とお支払い

・利用料: 各配食事業者の設定料金から、市負担分（1食につき220円）を差し引いた金額が自己負担となります。

・支払方法: 配食事業者から直接ご案内します。

申請から利用までの流れ

申請は、ご本人またはご親族が行ってください（ケアマネジャー等による代行はできません）。

1.書類の入手: 地域包括支援センター、担当ケアマネジャー、または高齢者支援課（本庁舎1階8番窓口）で申請書を受け取ってください。

2.面談とアセスメント: 担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターへご連絡ください。担当者がご自宅に伺い、お体の状況などの聞き取りを行い、市へ書類を提出します。

3.利用開始: 市での審査後、利用が決定します。利用開始は申請から約10日～2週間後です。

ご利用にあたっての注意点

・必ずご自宅でお受け取りください: 安否確認のため、原則として手渡しとなります。その際、確認表への捺印をお願いします。ご不在の場合は、衛生上の理由から持ち帰ることになり、食べられません。

・キャンセル、変更の連絡: 予約の変更や取り消しは、前日の正午までに直接、配食事業者へ連絡してください。直前のキャンセルや連絡なき不在の場合は、料金が発生することがあります。

各種変更について

・曜日や食事内容の変更: 配食事業者へ直接ご連絡ください。

・配食事業者の変更: 「変更申請書」の提出が必要です。また、現在利用中の配食事業者への中止連絡もご自身で行ってください（市から配食事業者への依頼は月1回、締切日に応じて翌月1日からの切り替えとなります）。

お問い合わせ先

鎌倉市 高齢者支援課 活動支援担当 電話: 0467-61-3930（直通）